

論壇

租税法主義の本来の姿と武富士事件判決

わが国租税裁判の現状を憂う



黒川 功氏 日本大学法学部教授

I、一連の武富士事件と最高裁租税回避事件判決

強引、違法な経営により多くの「被害者」を出してきた消費者金融会社の草分け武富士は、現在利息制限法を超えて収受した過払い金の大半を清算することもなく会社更生手続に入っている。「武富士の責任を追及する全国会議」(代表・弁護士・新里宏二氏、事務局長・弁護士・及川智志氏) (注1)は指摘する。「武富士の会社更生手続は、総額2兆4000億円・債権者200万人の過払金を踏み倒す会社ロンダリングだ。創業者の武井一族は武富士の経営で数兆円とも言われる莫大な資産を築きながら、その責任は不問に付されつつある」と。同会は、武富士の営業・顧客の被害の実態を「武富士の顧客らは、武富士から返済能力を超えるほどの過剰な貸付を受け、その貸付金に対応する高利の支払を余儀なくされ、違法・不当な取立を受けることを恐れて、利息制限法で計算上債務を完了した後も、義務なき支払を免れることができず、その結果、武富士には、莫大な不当利得(過払金)が蓄積する結果とな

った。武富士の顧客らは、食べるものも食わず、教育費も削り、税金も払えず、健康保険料も払えず、病院に行くのも我慢して病気になる。場合によっては自ら命を絶つというような悲劇が繰り返されてきた」と訴える。「会社更生の適正を厳しく監視するとともに、武富士創業家の責任を徹底追及する」と宣言している(注2)。現在、2000人を超える原告により創業一族の責任を追及する大規模訴訟が起こされ、係争中である。

II、租税回避の手法と最高裁判断の概要

事件の性格と金額の大きさから、税法専門家に限らず世間の注目を集めたこの事件であるが、行なわれた租税回避行為は、手法としてはシンプルなものであった。すなわち、平成15年改正前の相続税法は「贈与に因り財産を取得した個人で当該財産を取得した時ににおいてこの法律の施行地に住所を有するもの」(同法1条の2①)を無制限納税義務者としていた(同2条

このように、創業一族による民事責任回避の企てとこれを阻止しようとする被害者側の取組みが今大きくクローズアップされているところであるが、これに先駆け、創業者(夫妻)はその長男に対する武富士株式の実質的贈与の際に発生するはずであった1億57億円の贈与税の租税回避を企て実行していた。起るべくして起こった課税庁との熾烈な裁判闘争では、1審で勝訴(注3)、2審で逆転敗訴(注4)していたが、今年最高裁で再び勝訴(注5)することによって、この納税義務については既に回避に成功している。

せ、年の大半を香港で過ごすようにした上で、上記武富士株式の譲渡先であるオランダ法人の出資口の大半を贈与した。長男は贈与税の納税義務はないとして贈与税の申告をしなかったが、課税庁はこれを認めず争いに発展した。長男が上記贈与当時日本に住所を有していたか否かが争われたこの事実で、最高裁は、相続税法が民法上の概念である「住所」を用いて課税要件を定めているため、本件の争点がそうした借用概念である「住所」概念の解釈適用の問題となる。この観点から、住所とは生活の本拠、その者の生活に最も関係の深い一般的な生活、全生活の中心を指すものであるとし、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものであるとの判断を示した。また、主観的に贈与税回避の目的があったとしても、客観的な生活の実体が消滅するものではないから、滞在日数を調整していたことをもって、現に香港での滞在日数が本件期間中の約3分の2に及んでいる上告人について、本件香港居宅に生活の本拠たる実体があることを否定する理由とするこ

とを否定する理由とすることはできないとして、日本に住所があったとする課税庁の主張を退けた。また、本件のような方法による贈与税回避を容認することが適当でないというのであれば、法の解釈では限界があるので、そのような事態に対応できるような立法によって対処すべきものであるとして、解釈による租税回避行為否認の不当性を指摘した。その後、最高裁のいうように、平成12年、15年の改正(注6)でこの種の租税回避を封ずる立法がなされたことは周知の事実である。

III、最高裁判決の問題点

最高裁は、「住所」が民法上の概念であり、本件の争点がそうした借用概念である「住所」概念の解釈適用の問題となるとの観点から、住所を生活の本拠、ないし一般的・全般的な生活の中心を指すとし、現実に住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものであるとの妥当な見解を示した。示しておきながら、実際の判断では滞在日数の多寡による判定を下しているが、ここに基準のすり替えが起こっている。この判断は、税法で用いられている借用概念はその本来の意味に解されなければならず、租税回避の意図の有無は、その判断に影響を及ぼすべきものでないとしている点で、また租税回避行為否認の問題は立法府の問題であるとしている点で、一見租税法主義に則った冷静な判断であるようにも見える。しかしながら、同判決はそのように前向きに評価できるものではなく、大きな誤りを含むものとして批判されなければならない。

IV、現代国家と租税法主義の人權保障機能

租税法主義の下では、租税法の規定を厳格に解釈し、課税すべきものは確実に課税し、課税してはならないものには絶対に課税しないことが要請される。国家が資本と癒着し、資本の要求に奉仕するようになる現代国家では、大資本、富裕層の税負担を傾斜的に優遇する租税特別措置が多用され、反対に一般納税者の税負担が加重される不公平進行していく。その中で侵害されやすくなっている一般国民・納税者の人權を擁護し、不公平を拡大しないためにも、租税法主義の厳格解釈の法理は忠実に遵守されなければならない。しかし、帳簿書類の提示がなければ保存もないと判断し、巨額の拙劣な租税回避にはお墨付きを与えるような判決が出される現状でなく、住所がないとする判断はもはや異常であるといわなければならない。彼はこうした基盤をもたない一般従業員の赴任者とはわけが違うのである。以上のように、本件租税回避は、本来租税回避行為自体として失敗しているように思われる。にもかかわらず、最高裁の誤った判断によって、結果的にその目的を達成させてしまった。いわば最高裁が判決をもって租税回避を補助したと揶揄されても止むを得ない面があるように思われる。

(注1) 同会ホームページ (http://blog.livedoor.jp/takehujj/)。(注2) 同会「武富士更生計画認可に対する声明」(平成23年11月1日)。同会ホームページで閲覧可。(注3) 東京地判平成19年5月23日、訴月55巻2号267頁。(注4) 東京高判平成20年1月23日、判タ1283号119頁。(注5) 最二小判平成23年2月28日、裁時1526号2頁。(注6) 平成12年法律第13号、平成15年法律第8号。